

一人ひとりの 笑顔と未来のために

憲法は、大人も子どもも同じように幸福を追求する権利を保障していますが、現実には、いじめ、虐待、子どもの貧困など、子どもたちを取り巻くさまざまな問題があります。子どもたちが主役となり、自らの可能性を伸ばし、将来を切り開いていけるために、私たちは何ができるのか。子どもにかかわる活動をされている方々に、お話をうかがいました。

子どもの人生は 子どもが主役



あ ぼ ち あ き
安保 千秋氏
弁護士
NPO法人 子どもセンター
のさん代表
(公財)京都市ユースサービス協会
理事長
アフターケアの会メヌエット代表

10年間の子育てを経て弁護士となり、NPO団体の代表として子どもシェルターを開設するなど、ライフワークとして子どもたちの問題に取り組んでいます。法律に携わる立場から、虐待を受けた子どもたちの人権を守り、安全に保護

するための活動をしています。虐待を受けた子どもはそれが過去であっても傷は深く、自尊心をなくし非行に陥る。集団生活に馴染めない、大人との関係が築けないなど、人を傷つけながら自分も傷つけてしまいがちです。保護の目的は、まず子どもが安全に生活すること、そして大人から愛情を受けることで基盤を形成できるように手助けをすることです。子どもは子どもが主役です。子ども自身に成長発達する権利があり、大人は発達の手助けをする。してあげる「させる」という大人のスタンスを改め、子どもの成長に合わせて支援をする——そういった大人としての責任を自覚することが大切だと思っています。

子ども時代を 思い出してみませんか



と の む ら
外村 まき氏
京都府人権教育・啓発推進委員会
NPO法人 チャイルドライン
京都理事長

チャイルドライン京都には、子どもたちから年間約6000件の電話が寄せられます。相談内容は多岐にわたりますが、電話をかけてくる子どもたちは、それぞれに自分の考えをもっています。それでもチャイルドラインにかけてくるのは「自

分の気持ちを誰かに受けとめてほしい」ということだと思っています。誰かに気持ちを聴いてほしい、自分の考えに背中を押してほしいという思いが電話に向かっている。今の親世代は非常に忙しい。しかし忙しいのを理由にしていないでしようか。大人の都合ではなく、子どもがこの瞬間に話したい気持ちを受けとめてほしい。その時の子どもの気持ちが大切なのだと思いついてほしい。自分が子どもだった時のことを思い出してみれば、多くの人のかわりの中で成長してきたと思います。そして、子どもはお母さんのお腹にいる時から一人の人格だということを忘れず、子どもと向き合っていきたいと思います。

〃家庭のあり方〃を 今一度考える



ま き ふ み こ
牧 富美子氏
京都府人権擁護委員会会長
全国人権擁護委員会連合会理事
近畿人権擁護委員会連合会理事

私たち人権擁護委員は、大人から子どもまで、窓口や電話で人権相談を受け付けるほか、啓発活動、人権侵犯に関する調査・救済などの活動を行っており、近隣のかかわりから、家族の相談まで、お話を聞かせていただきます。小・中学校に配布している子どもの人権SOSミニレターには、家族を困らせてしまつとの思いから、相談内容を親や先生には伝えないでほしいとの希望が多く、保護者にSOSを伝えられない子どもたちがいます。また、保護を必要とする人が大人の場合もあります。子育てを家庭に任せるとは、すべての大人が地域で子育てをする環境を整えれば、身近に相談ができるのではないかと思います。大人の目線で物事を考えてしまいがちですが、子どもの気持ちをくみ取る努力をするためにも、保護者にも人権について考える場が必要です。そして家庭のあり方を考えてほしいと思っています。

京都府の取り組み

京都府人権教育・啓発推進計画 (第2次)を策定

京都府では、さまざまな人権問題についての今日的な状況や、社会情勢の変化等を踏まえて計画を改定し、平成28年1月から、新しい計画のもとでの取組を進めています。今後も引き続き、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、人権という普遍的文化を京都府において構築するための取組を推進していきます。

お互いを認め合い、みんなが幸せになるために

私たちの周りでは、社会の変化とともに、インターネット上などでの誹謗中傷や、悪質な情報の流布、外国人などを排斥する趣旨の言動などが公然とされる事案(いわゆるヘイトスピーチの問題)、戸籍謄本や住民票の写し等の不正取得など、人権問題は多様化、複雑化し、深刻な状況も生じています。いじめや虐待はもちろん、人を誹謗中傷し、排除するような人権侵害や差別は決して許されません。一人ひとりの命の大切さや、人と人が互いに支え合う絆の大切さ、お互いの人権を尊重し多様性を認め合うことの大切さについて、憲法週間のこの機会に、一緒に考えてみましょう。



人権相談窓口の お知らせ

地域区分	月 日	開催場所
京都市・乙訓※	5/12(木)・6/9(木)・7/14(木)	京都府庁1号館府民総合案内・相談センター(京都市上京区)
	6/16(木)	田辺総合庁舎(京田辺市田辺明田)
山 城	5/19(木)・7/21(木)	木津総合庁舎(木津川市木津上戸)
	5/12(木)・7/7(木)	亀岡総合庁舎(亀岡市荒塚町)
南 丹	6/2(木)・8/4(木)	園部総合庁舎(南丹市園部町小山東町)
	5/12(木)・6/2(木)・7/7(木)・8/4(木)	舞鶴総合庁舎(舞鶴市宇浜)
中 丹	6/7(木)・8/2(木)	綾部総合庁舎(綾部市川糸町丁島)
	5/10(木)・7/5(木)	福知山総合庁舎(福知山市篠尾新町)
丹 後	5/11(木)・7/13(木)	峰山総合庁舎(京丹後市峰山町丹波)
	6/8(木)	宮津総合庁舎(宮津市宇吉原)

京都府では、毎日の生活の中で差別や虐待、いじめ、その他人権に関する問題について思い悩むことがある場合に、気軽に相談できる場所として、人権擁護委員による特設相談を開設しています。(秘密厳守・無料)

■いずれの会場も開設時間は午後1時～午後4時です。
※京都市・乙訓会場は予約が必要です。(電話075-414-4235)その他の会場については予約は不要です。
京都府消費生活総合センターでも人権特設相談を実施しています。
5/26(木)・6/23(木)・7/28(木)
午後1時～午後4時(予約が必要)
予約電話 075-661-3755(京都いつでもコール)

問い合わせ先
京都府府民生活部人権啓発推進室
TEL 075-414-4271 FAX 075-414-4268
MAIL jinken@pref.kyoto.lg.jp
ホームページ http://www.pref.kyoto.jp/jinken/